

1. 事故発生日時 令和7年3月20日（木） 8時50分頃

2. 事故発生場所 海南市

3. 工事内容 工事名： 建築工事
工 期： 令和6年10月23日～令和7年8月18日

4. 受注者 県内建設業者

5 災害分類 労働災害（工事関係者1名負傷）

6. 事故発生状況

木造の建方（柱や梁等の構造部材を組み立てていく作業）の作業中、被災者（68才）が建物2階床上にて脚立に跨がって屋根構造部材（母屋材）の取付作業を行っていたところ、母屋材を動かした反動でバランスを崩し、床上に墜落（1.4m）し、背骨及び右手親指を骨折した。

病院に救急搬送され、約3週間の入院加療、全治約3ヶ月と診断された。

（第11胸椎脱臼骨折、第12胸椎椎体骨折、第2腰椎椎体骨折、右母指MP関節内骨折）

7. 事故原因

梁上に載った重量物（母屋材：約15kg）を動かす際に、脚立上で力を入れたり、脚立に跨がるなど、脚立の危険な使用方法で作業を行ったため、バランスを崩したことが原因と考えられる。

8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

- ・海南警察署は事件性がないと判断した。
- ・和歌山労働基準監督署は法令違反はないと判断した。

9. 本件における改善対策

法令違反はなかったものの、次の改善対策を行う。

- ・高所での重量物を取り扱う作業については、脚立ではなく可搬式作業台を使用し、足元の安全性を確保する。
- ・本件の事故原因や再発防止策などを工事関係者全員に対し説明する。

10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

○脚立の使用に代わる安全な方法として、作業内容及び高さに応じ、可搬式作業台、ローリング足場、高所作業車の使用を検討すること。

○脚立を使用する作業の安全対策

- ・脚立上での作業は身を乗り出したり、力を入れる作業を行わないこと。
- ・天板に乗ったり、跨がったり天板に座らないこと。
- ・作業箇所可能な限り近接したところに設置すること。 など

（建設業労働災害防止協会「木造家屋等低層住宅建築工事 墜落防止標準マニュアル」）

○脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1). 丈夫な構造とすること。
- 2). 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3). 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4). 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

（安衛則第528条）